



新科目「公共」の授業づくり ー「ルールづくり」の実践を通してー

神奈川県立瀬谷西高等学校 黒崎 洋介 (くろさき・ようすけ)

ー使用教材ー

『高等学校 新現代社会』



1 はじめに

私たち教師は、何のために公民科を教えるのだろうか。それは、公民科を学ぶことで、将来の社会に参画するための資質・能力が養われるという「学びの意味」があると考えているからではないか。選挙権年齢が18歳に引き下げられた際に、主権者教育があればほどまで熱を帯びたのは、この現れでもあろう。

一方で、こうした「学びの意味」は正しく生徒に伝わっているだろうか。生徒が教室で発する「何で公民科を勉強しなくちゃいけないの？」や「ここテストに出るの？」、「公民科なんて受験で使わないし！」などの素直な質問や発言からは、必ずしもそうではないように思われる。ある生徒は、大学受験に合格するためという理由で自分を納得させ、別の生徒は「学びの意味」を考えることをあきらめ、また別の生徒は、そもそも学びからの逃走をはかっている。もちろん、このことは、公民科に限ったことではなく、日本の学校教育全体が抱える課題でもあるかもしれない。こうして彼らは学びに希望を見失い、自らの意味がわかる世界へと離脱していく。

このように、教師と生徒の間には「学びの意味」をめぐる重大なボタンの掛け違いがある。どうしたら私たち教師は、公民科の「学びの意味」を生徒に伝えることができるのだろうか。どうしたら生徒は、「学びの意味」を実感することができるのだろうか。

本稿では、新学習指導要領や新科目「公共」の要点を概観したうえで、生徒が「学びの意味」を実感する授業づくりを提案する。

2 「学びの意味」の明確化

ここまで「学びの意味」にこだわる理由は、実は、そ

れが新科目「公共」を含む新学習指導要領改訂の要点にほかならないからである。『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説』では、「今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していく」としている。

それでは、生徒が「学びの意味」を実感する授業づくりには何が必要だろうか。これを考えるにあたり、選挙権年齢引き下げの際に、総務省と文部科学省が作成した副教材『私たちが拓く日本の未来』を参考にしたい。この副読本が注目を集めた理由の一つは、生徒が「学びの意味」を実感することのできる「学び方」が示されていたことにある。副読本では、有権者として求められる資質・能力を身につけるために、現実の具体的な政治的事象を題材とした模擬選挙や模擬議会といった学習活動を紹介している。換言すれば、生徒は、模擬選挙や模擬議会という具体的・実践的な学習活動を通して学ぶことで、有権者として求められる資質・能力を身につけるのである。こうした「学び方」は、現実世界に存在する本物の社会的実践に可能な限り文脈や状況を近づけた中で「為すことによって学ぶ」ため、生徒にとって「学びの意味」を想起しやすい。

3 新科目「公共」の要点

それでは、新科目「公共」は、どのような「学び方」を求めているのだろうか。新科目「公共」の目標は、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必

要な公民としての資質・能力を…育成する」ことにある。
よって、新科目「公共」の要点は次の3点に集約される。

- ①社会的な「見方・考え方」を働かせること
- ②課題を追究したり解決したりする活動を通して学ぶこと
- ③公民としての資質・能力を育成すること

①と②は、新科目「公共」の「学び方」を示しており、③は、その実現をめざす究極的なねらいを示している。「見方・考え方」とは、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科ならではのものととらえる視点や考え方である。つまり、新科目「公共」では、適切な課題を設定し、その課題の追究のための枠組みとなる多様な「見方・考え方」に着目させ、課題を追究したり解決したりする活動を通して学ぶことを求めている。まさしく、新科目「公共」においても、ある状況や文脈の中で「為すことによって学ぶ」ことを求めていることがわかる。なお、こうした「学び方」を先取りしている例として、帝国書院の教科書『高等学校 新現代社会』の特設ページ「現代社会の諸課題」が参考になるだろう。

4 「ルールづくり」の実践

以上を念頭において、新科目「公共」の大項目B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」における授業を紹介する。大項目Bでは、法、政治及び経済などに関する事柄や課題について具体的な主題を設定し、その主題の解決に向けて事実をもとに協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現することを通して、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等を身につけることができるようにすることをねらいとしている。例えば、法に関する事項である「法や規範の意義及び役割」については、生徒に身近な紛争状況を設定したり、生徒の関心が高い現実社会の諸課題を取りあげたりして、それらを解決するためのルールづくりを体験的に行うことを通して学ぶことが考えられる。

そこで、近年社会問題となっているコンサートチケット高額転売を題材として、生徒が「チケット不正転売禁止法」を制定するルールづくりの授業を行う。学習の流れは、(1) チケット高額転売問題の概要把握、(2) 利害関係の整理、(3) 法律の制定、(4) 法律の事例への適用、(5) ふり返り、という順である(表1)。指導にあたっては、神奈川県弁護士会の村松 謙先生、村松

表1 本時の流れ

流れ	学習活動	教員の動き	弁護士先生の動き
導入 5分	(1)概要把握	・事例の提示 ・シナリオ朗読	・自己紹介 ・シナリオ朗読
展開 40分	10分	(2)利害関係の整理 (ワークシート1)	・個人/グループ指導 ・意見発表(各立場の意見)
	20分	(3)法律の制定 (ワークシート2)	・解説依頼 ・グループ指導 ・解説依頼 ・グループ指導 ・発表(チケット不正転売禁止法)
	10分	(4)法律の適用 (ワークシート3)	・グループ指導 ・発表(事例のあてはめ結果)
まとめ 5分	(5)ふり返り	・事例紹介 ・まとめ	・全体講評

コンサートチケット高額転売問題

(事例)
行きたかったコンサートや舞台、スポーツイベントのチケットが発売早々に売り切れてしまったので、そのチケットをオークションサイトやチケット転売サイトで探してみたら、定価の何倍もの価格で出品されていた。

人気のコンサートや舞台、スポーツイベントなどのチケットを、業者や個人が買い占め、オークションやチケット転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する「高額転売」。このような不当な転売により、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いています。

黒崎くん：まいったなあ。9000円のチケットが10万円だつてさ。これじゃコンサートにいけないよ。チケット買い占めるヤツがいるからだ。どうにかしてもらいたいよ。
村松くん：だけど、安く仕入れて高く売るのは商売の基本だろ。それに10万円でも売れるんだから、それでも買いたい人いる、つまり需要があるってことだよな。なんか少し悔しいけど、商売としては問題ないと思うけどな。
黒崎くん：でも、転売屋がコンピューターで大量に買い占めるから、定価のチケットが少なくなつて需要が増えて、値段が10万円と高くなるんじゃないの？
村松くん：なるほど、自由な市場をゆがませて商売しているってことだね。そうすると、やっぱりよくないね。でも、ネットの売り買いって便利だよな。チケット買っただけでなくなったときに、ネットで売れるのは便利だよ。
黒崎くん：誰かに規制するにしても、ネットの利便さをなくすようなことはやめて欲しいね。

(1)「高額転売」に対する消費者、アーティスト、転売屋の意見を整理してみよう。

「チケットが高額転売されることの消費者の意見」
値段が高くて、チケットを買いたくても買えない。

「チケットが高額転売されることのアーティストの意見」
自分のコンサートのチケットが転売されるのは惜しい。

VS

「チケットが高額転売されることの転売屋の意見」
安く買って高く売れば利益が上がるから、いくらでも転売してしまいたい。

生徒が記入したワークシート1
高額転売問題の概要について
弁護士の先生方と寸劇を行いながら解説を行った。

剛先生と連携・協働を行った。なお、この「チケット不正転売禁止法」は、議員立法により制定され、2019年6月より施行されている実際に存在する法律である。

(1) チケット高額転売問題の概要把握

コンサートチケット高額転売問題について、次のような概要を把握する(ワークシート1)。

行きたかったコンサートや舞台、スポーツイベントのチケットが発売早々に売り切れてしまったので、そのチケットをオークションサイトやチケット転売サイトで探してみたら、定価の何倍もの価格で出品されていた。人気のコンサートや舞台、スポーツイベントなどのチケットを、業者や個人が買い占め、オークションやチケット転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する高額転売により、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いていた。

(2) 国会議員として高額転売を規制する「チケット不正転売禁止法」を制定することになった。法律の制定基準を踏まえた上でのような法律をつくるか。

チケット不正転売禁止法

≪法律の制定基準≫

- ☐ 法律の目的が正当であること
- ☐ 法律の手段が適切であること
- ☐ 法律の内容が明確であること

≪目的≫
第一条 (目的)
この法律は、チケット不正転売を禁止することで、
消費者とアーティストの被害をへらし、高額転売をなくする。
を目的とする。

≪手段≫
第二条 (条文(要件→効果))
(要件) チケット不正転売した場合、
(効果) *罰金 50万~100万円*
2~3年
とする。

第三条 (定義)
チケット「不正転売」とは、コンサートや舞台、イベントなどのチケットを業者や個人で買い占め、本公演やイベント転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で転売すること。
(定価の2倍) を指す。

(3) つくった法律に事例を当てはめてみよう

・チケット「不正転売」に≪事例≫があてはまる場合→○○さんには、効果が生じる。
・チケット「不正転売」に≪事例≫があてはまらない場合→△△さんには、効果は生じない。

大前提
≪みんながつくったチケット不正転売禁止法≫
チケット「不正転売」した場合、【効果】*罰金 50万~100万円*とする。
定義: *定価の2倍で転売すること。*

小前提
≪Aさんの事例≫
普段から転売で稼いでいるAさんは、チケットを高額で転売(定価9000円→10万円)した。
≪Bさんの事例≫
あるアーティストの熱烈なファンであるBさんは、良い席を確保して、自らのチケット代やグッズ購入費を稼ぎたいと考えた。そこで、複数の名義を使い、必要な枚数をこえて大量にチケットを購入して、最良の席以外のチケットを転売(定価9000円→5万円)した。
≪Cさんの事例≫
Cさんは、あるアーティストが好きなお子にプレゼントするために、家族名義を使って複数の申し込みをしたところ、複数枚当選したので余った分を転売(9000円→1万円)した。たまたま今回だけであり、過去に同様の行為をしたことはない。
≪Dさんの事例≫
あるアーティストの熱烈なファンであるDさんは、家族が重い病気にかかりコンサートに行けなくなり、やむを得ず転売(9000円→3万円)することにした。3万円で買った人は喜んでいよう。過去に同様の行為をしたことはなく、今後も絶対にしない。

結論(事例が「チケット不正転売」にあてはまるかどうか「断言」しよう)
≪Aさん≫ Aさんは、「チケット不正転売」に(*あてはまる*)・あてはまらない)
≪Bさん≫ Bさんは、「チケット不正転売」に(*あてはまる*)・あてはまらない)
≪Cさん≫ Cさんは、「チケット不正転売」に(*あてはまる*)・あてはまらない)
≪Dさん≫ Dさんは、「チケット不正転売」に(*あてはまる*)・あてはまらない)
※うまくいかないときは、定義を修正して再度当てはめてみよう。

生徒が記入したワークシート2・3

ルールづくりを行うことを通して、法に関する「見方・考え方」が理解しやすくなるようなワークシートの工夫をした。

高額転売問題を考察する際に働かせる「見方・考え方」の一つに、「幸福・正義・公正」がある。一人ひとりの人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めている(「幸福」)。しかし、自己の幸福の追求は、ときとして他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突をすることがある。そこで、このような対立や衝突を調整し、いかにによりよい社会を形成すべきかを考察することが必要である(「正義」)。対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程

生徒に人気のある女性アイドルのライブチケットが、定価3万円のところ、25万円という約8倍の価格で転売されている例などにも触れながら、高額転売問題について興味・関心を引き出す。

(2) 利害関係の整理

高額転売問題の利害関係者である消費者、アーティスト、転売屋の意見を考察するため、それぞれの立場になったつもりで意見の整理を行う。生徒たちからは次のような意見が出された。

≪消費者の意見の例≫

- ・転売屋が買い占めるため正規の値段で買えず、数倍の値段で買わなくてはいけない。
- ・転売屋から購入するチケットが高いので、ライブ会場でグッズが買えない。
- ・転売チケットでは、入場できない可能性がある。

≪アーティストの意見の例≫

- ・チケット転売のために、本当にチケットが欲しいファンに行き渡らない。
- ・チケット転売のために、アーティストとファンの良好な関係が壊れる。
- ・定価よりも高額で転売された利益はアーティストの 몫にならない。

≪転売屋の意見の例≫

- ・自分の買ったものを、自由に売って何が悪い。
- ・モノやサービスの転売でもうけを出すことは、チケット以外にもよく行われている。
- ・チケットに超過需要が起きているのであれば、最初から高い値段で売ればよい。

において、手続きや結果についての公正さが確保されていることも重要である(「公正」)。こうした「見方・考え方」をふまえて、高額転売問題を解決するために、「正義」としての法律を制定することとする。

(3) 法律の制定

高額転売問題を解決することをめざして、生徒たちはグループで「チケット不正転売禁止法」を制定する(「ワークシート2」)。法律の制定に際して、弁護士の先生方から次のような助言があった。

まず、第一条では、法律の「目的」を考察・構想する。私たちはある事実と直面し、これに対応する必要から法律を制定する。立法は一定の「目的」があって行われるものであり、法律は、「目的」とそれに対する「手段」としての性格を有している(「目的と手段」)。次に、第二条では、不正転売という「要件」を満たした場合の「効果」を考察・構想する。多くの法律は、「…すると、…となる」という構造をとっている。「…すると」という前半部分の条件部を「要件」といい、この要件を充足する結果として生じる内容である「…となる」という後半部分を「効果」という(「要件と効果」)。そして、第三条では、不正転売の「定義」を考察・構想する。法律の文言が明確であることによって、私たちは何が許され、何が許されないのかを知ることが可能となり、予測可能性をもって活動を行うことができる(「法の明確性」)。

例えば、あるグループの生徒たちは、法律の目的を「消費者とアーティストの被害をへらし、高額転売をなくす

こと」としたうえで、チケット不正転売という要件を満たした場合、「罰金 50 ～ 100 万円または懲役 2 ～ 3 年とする」と効果を定めた。そして、不正転売の定義を、「業者や個人が買い占め、定価を大幅に上回る価格で販売すること」とした。

このように、法律の制定を通して、生徒は、法に関する「見方・考え方」として、上述のような「目的と手段」や「要件と効果」、「法の明確性」などについて学ぶことができる。

(4) 法律の適用

生徒が制定した「チケット不正転売禁止法」に、実際によく起こりうるいくつかの事例をあてはめて、効果が生じるか否か、その妥当性などについて考察を行う。法律の適用には、「法的三段論法」を用いる。「法的三段論法」とは、大前提が法律、小前提が事実となり、法律に事実をあてはめることによって結論である法的な効果を導く考え方である。不正転売という要件に事例があてはまる場合には、効果が生じる。一方、不正転売という要件に事例があてはまらない場合には、効果は生じない。

例えば、先のグループの生徒たちは、次のように考察を行った（ワークシート 3）。

＜Bさんの事例＞

あるアーティストの熱烈なファンであるBさんは、良い席を確保して、自らのチケット代やグッズ購入費を稼ぎたいと考えた。そこで、複数の名義を使い、必要な枚数をこえて大量にチケットを購入して、最良の席以外のチケットを転売（定価 9000 円→5 万円）した。

⇒不正転売に、あてはまる。

＜Cさんの事例＞

Cさんは、あるアーティストが好きなお子にプレゼントするために、家族名義を使って複数の申し込みをしたところ、複数枚当選したので余った分を転売（定価 9000 円→1 万円）した。たまたま今回だけであり、過去に同様の行為をしたことはない。

⇒不正転売に、あてはまる？ あてはまらない？

法律に事実をあてはめた結果に妥当性がないと考えた場合は、定義を再度修正することも可能であるとした。例えば、このグループのように、不正転売を「定価を大幅に上回る価格で販売すること」と定義した場合、定価 9000 円のチケットを 1 万円で転売したCさんの事例は、あてはまるのか否か迷うこととなった。そこで、生徒たちは、不正転売を「定価の 2 倍で販売すること」と再定義し、Cさんの事例はあてはまないと結論づけた。

なお、実際の法律では、不正転売の定義を、定価以上



写真「ルールづくり」の授業風景 筆者提供

の転売額に加えて、「業（反復継続の意思）」として行う」と定めている。いくつかのグループの生徒たちが、修正を繰り返す中で、この点まで考察することができていた。

このように、法律の適用を通して、生徒は、法に関する「見方・考え方」として、上述のような「法的三段論法」についても学ぶことができる。

(5) ふり返り

学習の過程で考察したことの議論を行い、「法や規範の意義及び役割」について考察する。学習をふり返ることを通して、生徒は、法は刑罰などによって国民の行為を規制し社会の秩序を維持するだけではなく（社会統制機能）、国民の活動を積極的に促進し（活動促進機能）、紛争を解決する（紛争解決機能）など、日常生活に密接に関連していることを学ぶことができる。

5 おわりに

もしかりに、教師が「法や規範の意義及び役割」について系統だてて教えた場合、はたして生徒は「学びの意味」を実感するだろうか。そこでの学びは、定期試験や大学受験のためだけに貯金され、終わった後には忘れ去られてしまうだろう。一方で、本稿で紹介したように、例えばルールづくりを通して「法や規範の意義及び役割」について学ぶからこそ、学びの成果は未来において生きて働くものとして習得され、生徒は「学びの意味」を実感することができるのである。また、弁護士の先生方に授業づくりへの参画や授業への招聘をお願いしたように、関係する専門家や関係諸機関との連携・協働を積極的にはかることで、生徒はよりいっそう社会とのつながりを意識することができるようになる。

学びとは、ある状況や文脈から独立して存在するわけではない。ある状況や文脈の中に学びが存在しているのである。このように、新科目「公共」においては、学びと社会のつながりを生徒が実感できる授業づくりにこそ、教師の専門性が発揮されるであろう。